

那珂市認可保育所等（分園・増築）
設置・運営者募集要項

令和5年4月開設分

那 珂 市

目 次

1 募集の趣旨	P2
2 対象施設等	P2
3 応募資格	P2
4 整備・運営等の条件	P3
5 選定方法等	P5
6 留意事項	P5
7 提出書類	P6
8 応募手続	P6
9 質問及び回答	P6
10 スケジュール	P7

1 募集の趣旨

那珂市（以下「市」といいます。）では、0～2歳児の保育需要が当面の間、高い状態で推移することが予測されることから、認可保育所等の分園または増築を整備することにより、保育の供給体制を確保していきたいと考えています。

この整備計画の一環として、現に市内で認可保育所、幼保連携型認定こども園を設置・運営している法人で、分園の設置または既存施設の増築を希望する事業者（以下「設置・運営事業者」といいます。）を募集し、応募事業者の提案内容、財務状況等を総合的に審査した上で、提案の採択の可否をプロポーザル方式（企画立案方式）により決定します。

選定された設置・運営事業者は、提案内容を基本として、設置・運営に向けた協議を市と行うこととします。

募集内容や応募方法などについて確認したい場合は、応募書類の提出に先立ち、事前の質問をお受けします。なお、応募に伴う費用の一切は、応募者の負担となります。

保育事業に熱意と責任のある皆様からのご応募をお願いします。

2 対象施設等

- | | |
|-----------|--|
| (1) 施設の種別 | 分園または増築（認可保育所、幼保連携型認定こども園）
※分園は、「本園移行型低年齢児分園」を基本とします。 |
| (2) 対象地域 | 全 域
※菅谷地区・五台地区については、重点整備区域として審査に反映されます。 |
| (3) 定 員 | 原則29名（0～2歳児）
※保育需要の推移によっては定員を超える入所を依頼することが予想されることから、保育室は募集定員枠よりも余裕をもった面積を確保するよう努めること。
※0～2歳児の定員を増やすことにより、既存施設の3歳児以降の定員変更やさらに増築が必要な場合は、市へ質問書にて質問してください。 |
| (4) 開設の時期 | 令和5年4月1日 ※令和4年度（単年度）整備となります。
（早期に施設整備等が完了した場合は、令和5年4月1日以前の開設が可能） |
| (5) 募 集 数 | 1か所予定 |

3 応募資格

次の条件をすべて満たしている法人とします。

- (1) 那珂市内で、認可保育所または幼保連携型認定こども園を設置・運営していること。
- (2) 法人及び代表者が国税・地方税を滞納していないこと。
- (3) 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上していないこと。

- (4) 事業主体及び運営している幼児教育・保育に関する施設において、直近2年間に実施された場合において、所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘を受けていないこと。(ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様に取り扱います。)
- (5) 那珂市暴力団排除条例(平成23年那珂市条例第31号)第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
- (6) 役員等が那珂市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過していない者でないこと。
- (7) その他の法律等に抵触していないこと。
- (8) 施設を利用する児童・保護者はもとより、地域との信頼関係を築くことができること。
- (9) 社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績があること。
- (10) 認可保育所等を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- (11) 国が掲げる保育指針等を十分に理解し、市の保育行政について積極的に協力すること。
- (12) 那珂市小規模保育事業所設置・運営者に応募していないこと。

4 整備・運営等の条件

施設の整備及び運営については、次の条件をすべて満たすことが必要です。ただし、設備及び運営に関する基準等に関しては、施設の種別により規定している法令等によります。

(1) 施設の整備について

- ① 整備予定地・建物は、法人が所有若しくは取得見込みであること。
※ただし、やむを得ない事由がある場合は賃貸借を可とします。なお、賃貸借の場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年雇児発第0524002・社援発第0524008号通知 ※平成26年改正)によります。
- ② 整備予定地・建物には、第三者の抵当権等、施設存続の支障となり得る権利設定がないこと又はその権利の抹消が確実であること。
- ③ 整備予定地は、公道に面していること又は進入路が確実に確保されていることとし、また、緊急車両等が容易に進入できる幅員を確保されていること。
- ④ 整備予定地・建物が建築基準法、都市計画法、消防法、その他関係法令等の基準を満たしていること。
- ⑤ 都市計画法における開発行為に関する許可が必要な場合には、事前に担当部署と協議を行っていること。
- ⑥ 土地利用規制等を含めたその他諸手続きについては、事前に調査をすること。
- ⑦ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)、「児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年茨城県条例第61号)、「児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」(平成25年茨城県規則第37号)、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成26年茨城県条例第42

号)、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」(平成 27 年茨城県規則第 5 号)、「保育所分園の設置運営について」(平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号)、「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取り扱いについて」(平成 28 年 8 月 8 日府子本第 555 号・28 文科初第 682 号・雇児発 0808 第 1 号)及び「那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(令和元年条例第 26 号)を満たすこと。

- ⑧ 本園と分園の距離については、通常の交通手段により 30 分以内の距離を目安とすること。
- ⑨ 災害(水害、土砂災害、津波等)に対する安全性が確保されていること。
- ⑩ 設計にあたっては、園舎・園庭の配置や駐車場・駐輪場の確保等近隣の住環境への影響を十分考慮した計画とすること。

(2) 運営について

- ① 運営において、児童福祉法、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)、那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、保育所分園の設置運営について、幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取り扱いについて及びその他関係法令等を遵守しかつ市の指導に従うこと。
- ② 当該施設に係る土地、建物及び備品等の維持管理に要する費用は、事業者自らが負担すること。
- ③ 保護者及び地域関係者の要請に応じ、地域に根ざした運営に努めること。
- ④ 当該施設に勤務する職員の資質向上とあわせ、適切な処遇を図ること。

(3) 保育内容

- ① 保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省第 117 号)または幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省第 1 号)に沿った保育の内容を基本とし、地域の保育ニーズに対応したものとすること。
- ② 0 歳児(産休明け)から 2 歳児までのすべての児童を受け入れること。
- ③ 延長保育事業は、保護者のニーズに対応した時間帯で実施すること。
※延長保育事業以外にも、障がい児の受け入れや休日保育事業など地域子ども・子育て支援事業を積極的に提案してください。ただし、実施事業の決定にあたり、市との協議を経ることが必要です。

(4) 開所日等

- ① 開所日
日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く月曜日から土曜日まで
- ② 開所時間
午前 7 時から午後 6 時まで 11 時間開所
※標準的な時間帯であり、保育ニーズの実態に合わせて開園の時間帯を連続した 11 時間としたうえで調整することは妨げません。

5 選定方法等

- (1) 市が設置する「那珂市保育所等運営者選定委員会」において、上記の「3 応募資格」

及び「4 整備・運営等の条件」の条件を満たした者について、次の5項目を柱とした評価基準により点数化した評価に基づき、本市の設置・運営事業者候補者として選定し、市長が決定します。選定結果については、全ての応募者に対して通知します。

【評価項目】

- ①保育に係る理念・方針について
- ②保育に係る運営計画及び資金計画について
- ③地域貢献や近隣住民等との関係性について
- ④施設計画及び整備予定地について
- ⑤法人等の実績、財務状況について

(2) 選定に当たっては、同時期に募集している、那珂市小規模保育事業所設置・運営者と同時に評価し上位2事業者を選定します。ただし、上位2事業者が認可保育所等(分園・増築)となった場合は、1事業者は、小規模保育事業者の最上位の者を選定します。

(3) 注意事項

応募にあたっては、次の事項について十分注意してください。

- ① 提案は、1法人一つとすること。
- ② 決定された設置・運営事業者は、原則辞退することはできないこと。
- ③ 決定された設置・運営事業者は、決定後に事業計画を変更することは原則認めないこと。(市への相談なしに変更をした場合、決定を取り消すことがあります。)
- ④ 審査にあたり、必要に応じて説明や追加資料の提出を求める場合があること。
- ⑤ 審査の結果、決定事業者なしとすることも あること。

6 留意事項

(1) 施設整備に係る補助金等

分園または増築の整備については、本市の予算成立を条件として保育所等整備交付金を活用することができます。(国の要綱等改正により、内容が変更になる場合があります。)

詳細については、別添「認可保育所等(分園・増築)に係る施設整備及び運営費等に関する補助金等について」を参照してください。

(2) 地域住民等への説明

事業予定地の隣接住民、地権者、自治会等に対して申請前に説明し、事業開始後の運営が円滑に行えるよう、十分な理解や協力が得られるようにしておいてください。

なお、「今回の説明は、那珂市認可保育所等(分園・増築)設置・運営者の募集に応募するための事前説明であり、現時点では施設整備が確定したものではない。」旨を十分に説明してください。

(3) その他

- ① 虚偽の記載や重大な違背行為等があった場合は、選定の決定を取り消す場合があること。

- ② 地権者、地域住民、その他関係者とのトラブルについて、市は損害賠償請求や求償、その他一切の責任を負わないこと。
- ③ 応募に要する費用その他経費は、すべて応募者の負担とすること。
- ④ 応募者から応募のため市に提出した書類は返却しないこと。
- ⑤ 応募または選定後、やむをえない理由で計画内容の変更や、辞退をしようとする場合は、事前に速やかに相談すること。
- ⑥ 応募者が市に提出した書類について、情報開示の請求のあった場合は、個人情報以外は情報公開の対象となること。
- ⑦ 市が必要と認めるときには、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合があること。

7 提出書類

第2号様式「認可保育所等（分園・増築）設置・運営事業者応募申請書類一覧」のとおりとし、書類提出時の注意事項をご確認のうえ提出してください。それぞれの様式について欄が不足する場合にはサイズを調整して差し支えありませんが、できる限り簡略化に努めてください。

提出していただいた書類は、締切日以降は原則として差替えを認めません。

8 応募手続

- (1) 提出部数 12部（正本1部、副本11部）
- (2) 提出期限 令和3年11月15日（月）
- (3) 提出方法 提出部数を直接持参してください。
なお、提出時に内容の確認を行いますので、提出の際は日程調整のため事前にご連絡をお願いします。
- (4) 提出及び問合せ先
〒311-0192
茨城県那珂市福田1819番地5
那珂市保健福祉部こども課（保育グループ）
電話 029-298-1111（内線252）
FAX 029-352-1021
Eメールアドレス kodomo@city.naka.lg.jp

9 質問及び回答

- (1) 質問受付期間
令和3年7月12日（月）～令和3年9月30日（木）午後5時まで
- (2) 質問方法
第20号様式の「質問書」に記入の上、原則としてEメールにより提出してください。
- (3) 回答方法

回答は令和3年10月15日（金）までに、市ホームページに随時掲載します。
質問の内容によっては、回答に日数を要することがありますので、早めに提出してください。

10 スケジュール

事 項		日 程
募集開始		令和3年6月28日（月）
質問受付期間		令和3年7月12日（月）～9月30日（木）
提出期限		令和3年11月15日（月）
応募者プレゼンテーション及びヒアリング・書類審査 事業者決定		令和3年12月上旬～12月中旬 （プレゼンテーション等の日時については、別途通知します。）
選定結果の通知		令和4年1月
※補助金を 活用する 場合	補助金事前協議提出	令和4年1月下旬
	補助金の内示	令和4年4月
	補助金交付決定～入札・契約・工事着手	令和4年4月以降
開 所		令和5年4月1日

※保育所整備に伴う国の補助金を活用する場合につきましては、補助金内示等の関係で、スケジュールより遅れる場合もあります。

(別添)

認可保育所等（分園・増築）に係る施設整備及び運営費等に関する補助金等について

【令和2年度保育所等整備交付金（分園及び増築）の概要】

対象者	市町村が認めた者
対象経費	施設の整備に必要な工事又は工事請負費（「対象外経費」に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
対象外経費	<ul style="list-style-type: none">・土地の買収又は整地に要する費用・既存建物の買収に要する費用・職員の宿舎に要する費用・その他施設整備として適当と認められない費用
算定方法	ア 保育所等整備交付金交付要綱で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。 イ 対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額の合計に保育所等整備交付金交付要綱で定める国負担割合を乗じた額を算出する。 ウ アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を国交付額とする。 エ 国交付額に対する市負担割合分を合算した額を交付する。
交付基準額	○本体工事費（21～30名） 補助基準額 74,900千円（上限額） ○特殊付帯工事 10,830千円（上限額） 「次世代育成支援対策施設交付金における特殊付帯工事の取り扱いについて」（平成20年6月12日雇児発0612004号）を準用。 ○設計料加算 国交付基準額の5% ○開設準備加算 28千円（1人当り）×定員数 ○土地借料加算（賃借の場合） 16,100千円 ○負担割合 事業者 1/4 ※令和2年度補助基準額になりますので、令和4年度につきましては、補助額等が異なる場合があります。 また、要件により基準額が変わる場合があります。

運営費等に関することについて

子ども子育て支援法の第27条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園にあつては施設型給付費等を、認可保育所にあつては同法附則第6条の規定に基づき、委託費を支払います。